



ねばり強く追求する力を



“日健”対府行動に結集せよ

決着ついたらと

たかくくる役人共に

まだこれからの闘いを

十月一日からいよいよ、今までの、日雇健康保険から健康保険法の中の、日雇特別被保険者、とこの医療保険制度が実施される。

十月一日からは医療費の割が自己負担となり、傷病手当が、物価等の上昇にもかかわらず減額となる。今、日健”を使って入院している仲間達も、十月一日からは医療費の割を徴収されることになり、医療、生活共に“民生の世話にならざるを得なくなる。

医者にかかるときに、保険証を使って、行きたり病院に行けるといふ、我々のささやかな権利が、今まさに踏みこたられようとしている。

大阪府健康保険課の役人は、私も個人としては一割負担については色々言いたいことはあるが、法が通った以上法通りにせざるを得ない。みんなが一割負担するのであります。……とお上品なことを言っている。

確かに、日雇禁止反対、医療費一割負担反対の広範な人々の闘いは、中曽根を筆頭に、軍部拡大、行革路線に若干の譲歩を得たものの、基本的な獲得目標についてはいまだ負けたといわざるを得ない。

しかし、労働者は府の役人のようにお上品なことを言っていない。故にはならない。軍部拡大に反対し、我々の生活、健康、いのちを守る闘いを粘り強く、勝利の日まで闘い続ける。

釜ヶ崎においては役人が言うように法通りの適用すらなされない。まず、これを打ち破らなければ（ウツへ続く）

「みなし」理由の不当適用打破

ばならぬ。

日優廃止反対、医療制度改善反対の四千人署名を力にして行なわれた、厚生省社会保険庁健康保険課長との団体交渉の際に、課長は「大阪において印紙を貼らないで保険が適用されていることは承知しているが、大阪府が行なっていることであり、特別な指導をおこなったことはないし、現状のままでは今後も指し示すようなことは考えていない」と答えている。

ようするに、釜ヶ崎の健康保険のみなし適用の中身については大阪府に任されているといふことだ。

にもかかわらず、大阪府は厚生省からの圧力を理由に、これまで傷病手当の等級を低くおさえてきたし、傷病手当の給付期間についても恣意的な適用をおこなってきた。

それだけでなく、今回の改正の中で、日雇にやや有利な規定である、傷病手当の計算にあたって、前六ヶ月前の中で最も収入の多い月をこの「この」の、釜ヶ崎には「みなし適用」を理由に適用しない、と大阪府はいつている。

健康保険印紙を貼らないのは、これまで何度も繰り返してきたように、決して我々のせ

いではない。

行政を自らの非を認めただからと今までのみなし適用を続けてきたのであり、これからも続けざるを得ないのではないが、健康保険適用事業所の拡大は行政の責任であり、我々にシワ寄せされるべき前合の

ものではない。
大阪府健康保険課は、釜ヶ崎のみなし適用については一率六級、平均給料日数十四日で傷病手当の計算をおこなうと言っている。

釜ヶ崎では今、九割以上の仲間が六千二百円のアップをもらっている。傷病手当の等級でいえば七級が妥当なのだ。「みなし適用」の運用については大阪府に任せられてははすだ。不当な適用は我々の団結力でせめてやめよう。

我々は当然の権利として医療制度を以て争ってきた。健康保険証を持つて必要な医者にかかれるべきなのだ。一割負担の撤回を含め、これから更に強く闘い抜こう。仲間よ！

明日9・26(金)

対府行動へ

釜ヶ崎解放

1984年
9月25日
火曜日

日雇全協・釜ヶ崎支部
釜日労争議団